

平成19年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議事概要(塩屋漁港分)

- 1 日時
平成19年12月25日(火)午後3時20分から午後5時30分まで
- 2 場所
熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室
- 3 出席者
 - (1)熊本県環境影響評価審査会
北園会長、板楠委員、植田委員、河上委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、矢野委員、渡邊委員(13人中12人出席)
 - (2)事務局(熊本県環境生活部環境政策課)
坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事
 - (3)傍聴者等
傍聴者なし、報道関係者なし
- 4 議題
「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価準備書について
- 5 議事概要
事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見(案)及び知事意見(案)について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

1 審査会意見(案)について

【全般的事項】

委員 最初に、全般的事項について意見はあるか。

委員 先日、資料が送られてきたが、各地点の選定結果の評価というのが以前配られた資料と数字が違う。具体的に言うと、玉名が110から105に変わっている。塩屋は70で変わりがない。天明が85だったのが80になっている。住吉は100で変わりがない。網

田も変わりがない。赤瀬が85から80に下がっている。大田尾も85から80に下がっている。なぜくるくる変わるのか。おかしいと思う。それと、以前配られた資料には、備考に詳しい点数が入っていた。今回は入っていない。なぜ、点数が変わってくるのか。おかしい。資料を見ると、塩屋漁港は環境面で、ハビタットであるにも関わらず、ここは55となっている。一番高いところが荒尾で、第一種漁港だが、ここは70点となっている。ここは完全に順序が入れ替わっている。ハビタットを55にしておいて。逆に自然保護課に意見を聞きたいが、なぜ、ハビタットが55でその他のところが70つくのか。だから、最初に事業ありきでそのままずっときているということだ。同じ環境政策課に有明海再生担当の部分もあるが、そこも意見を言わない。環境立県としておかしい。なぜそうなったのかという理由をきちんと書いておかないと疑問に思う。そこをきちんと書いてほしい。書いておかないといくら環境立県といってもおかしいと思う。総合的にこうなりましたといっても不可解だ。だから説明責任を果たして欲しい。事業者から私に来た返事は、「別途資料を提出します」それだけで終わっている。あれだけ審査会でももめたことなのに。先ほど経緯の説明もあったが、平成16年の10月25日に方法書の公告縦覧が開始されている。ハビタットになったのはいつか。十分間に合ったはずだ。この一文だけでは説明不足だ。

委員 資料を送ってもらったのをみたら、数字が出ていて、漁業権との兼ね合いもあったようなので、一応書類上は納得した。

委員 これは、9地点できちんとすれば、塩屋は希少種が見つかる、絶滅寸前の種が見つかるので点数が上がる。それからシギやチドリなどの鳥のことを0点にしているが、ちゃんといるので、そういうのを点数にすると125ぐらいになる。以前も、大分言ったが、一番低いのが塩屋ではなくなる。で、どうぼかしてあったかということ、ただ、貝類と書いてあって具体的なことは一切書いていない。そこが問題だ。それをきちんと書けば順位が大きく変わってしまう。これは誰がみても明らかだ。そのため、塩屋は順位が1位にならないと思う。そういうこともあって、先ほど計画アセスの話をした。

委員 これについては事業者の意見を聞きますか。

事務局 この件については相当な議論がなされ委員からも意見をいただいたが、前回おられなかった委員もいらっしゃるの、そういう観

点から事業者から改めて話を聞いてもよいかもしれない。

委員 委員からの指摘だと点数が変わっているということもあるので。

事務局 その件についてだが、手元にある当時の資料では、当初の表の後ろに、新しい表がついている。これは今回委員にお配りしているものと同一表となっている。

委員 このときにもう一つ問題となったのは、絶滅危惧種が見つかった場合は、県のマニュアルでは絶対回避となっている。これは、県の事業はやめなさいということだ。それも、その時議論となった。

委員 事業者に聞いてみることにしたい。

事業者 前回、方法書の段階で各候補地点についての評価を先生方にお伺いして作った。それで、評価地点についての評価が違っていたということについての修正版を再度お送りしているが、その内容については、漁港区域内であるか外であるかの土地利用の選択項目で誤りがあり。その誤りについて見直したときに、若干の点数の配分が違って来たということ。今回、新たに評価点等の総括表を付けているが、その点については、基本的には前回の修正した時点の点数をそのまま引用している。

委員 土地利用を見直したので点数が変わったとのことだが、その時期はいつか。

事業者 前回の方法書のアセス審査会の前だと思う。

委員 そうすると2004年の熊本のレッドリストが発表になった後だ。その時にどうして環境面も再検討しなかったのかという疑問が生じる。これは後から問題になる。3頁に書いてあるが、最初のこれで行きますというのがあるが、こうなってしまったという経緯が抜けている。土地利用を見直したならば、同時に環境面も見直すべきだった。それを今更言ってもしょうがないのかもしれないが、やはり経緯を残しておかないと後から問題となる。そうでなければ、環境立県だ、ハビタットの指定だというのは何も意味が無くなる。後の環境政策に重大な汚点を残すことになる。だから、経緯を正直に書いておいた方がよいと言っている。誰が見てもおかしい。一番知りたいのは、環境面の見直しをしなかった最大の理由だ。ある程度予想はつくが聞きたい。この経緯をもう少し載せることはできる

か。そこだけでも答えをもらいたい。これでは、看板と結論の部分だけだ。しかも、これは大前提の大事な部分なので経緯はきちんと載せるべきだ。

事業者 私たちは土地利用だけを見直したとのお話だが、そうではなくて、他のいろいろなことについても考えたが、最終的に先日お送りした資料となったということ。何もそれ以外について見直さなかったということではない。環境面という場合、確かにハビタットを埋め立てるということで自然海浜の消滅となるが、それだけをもってこの地点を回避すべきということにはならなかった。よって、最終的な結論はそのようになったが、全然それを考えなかったということではない。

委員 それを本文に付け加えれば済むことだ。最初の問題と最後の答えがあって、その間の考えがない。だから、それを書いてもらえば済むことだ。

事務局 委員の言われていることなどを含め、審査会意見案では「そのため、当該事業の必要性及び当該地を複数の候補地から選定した理由について、評価書においては詳細に記載すること」としている。

委員 事業者の方で、評価書できちんと詳細に書いて頂くということでよいか。

事業者 了解した。

委員 それでは、事業者の方、結構です。

委員 絶対回避という項目があるにも関わらず、総合点数の評価でここが選ばれたということだが、それでは絶対回避ではない。絶対回避の項目があれば、候補地から外すべきことではないのかと思うが、審査の在り方として今後、注文したいと思うがどうか。

委員 結局、環境面で塩屋の場合、55となっていて、あと70が2箇所ほどある。どこがそうやって違って来るのかということについて説明はなかった。それで、塩屋についてはもう一度検討し直すのかなと思っていた。そしたら、次が出てきた。

委員 先ほど述べたように、貝とぼかしてあり、具体的種名は一切書いていない。具体的種名を書けば候補地の順位を変えざるを得ない。

委員 先ほど委員が言われたように、結局決まったところで出てくるから、こちらとしては止められないというか、方法書でこういうことをやってくださいということで調査してもらっても、結局もう場所は決まっています調査する訳なので、調査自体についておかしいとは言えない。調査のやり方がおかしいとは言えるが。

委員 それがあったから、塩屋の埋立地に関してはコンクリート張りではなく、塩性湿地とかいろいろ考慮してということで、県もやりますという話があった。第1回の埋め立てはすぐ横で実施されていて、今回は2回目の部分である。そして第3回の埋立予定地まで入った図面もあった。前回の場合、戸馳島に移植したが全部失敗した。それで前回の二の足を踏まないように、回避できるようにということで塩性湿地などが計画されている。

委員 こういうことは残念でたまらない。今後はこういう事が絶対ないようにという意味で敢えて言いたい。このような場合、自然保護課なり環境政策課なり、いろいろなところと十分協議しながらやっていかないと、次の計画アセスがどうしようもなくなる。そういうのがあって、敢えて強く言わせてもらった。

委員 いろいろな問題があったが、今後、県にも十分考慮してもらおうということで、地点の選定から関わっていきけるような環境アセスにならなければいけないのかなと思っているのでよろしく願います。次に行きたいと思うがよいか。

【事業計画に関する事項】

委員 事業計画に関する意見について、意見提出委員から意見を出してほしい。

委員 意見としては、委員から指摘があったように、1期工事の時に希少種を戸馳島に移植して、その結果が非常に思わしくない、そういうことを踏まえたうえで、委員会では今後、2期、3期の計画があるときは、その失敗を踏まえたうえで、対策を取るべきだ。移植もうまくいっていない。ではどうするか。こういう青写真が出てきた背景には、現場で希少種を守ろうということがあって、こういう計画が出てきたと思う。私も専門外であるが、この初めての試みのようなことで果たして良いのかという根本的な疑問があって、聞き慣れない塩性湿地ゾーンなるものに対して意見を付けさせてもらっ

た。

委員

私としてはとにかく埋め立て地を作ると、人工物を作れば、自然生態系に何らかの影響を及ぼすので、そういった中で、方法としてこうした湿地ゾーンを設けることによって、生態系の保存とか回復とかそういうのを望まれたのだらうと思うが、これくらいの面積で機能を発揮するものか疑問があったのでその辺を書かせてもらった。とにかくこういった建造物を造れば、方法としては何らかの形で書かなければならない。事業のやり方とか、作った以上は、早く回復することが求められると思うが、こういったゾーンを作ることによって本当に生態系の回復がどのくらい図られるものか、その可能性について検討してもらえばという考えで意見を述べさせてもらった。

委員

干潟の再生実験をやっているのは九大だと思うが、あれに比べればこの親水ゾーンというのは、ものすごく狭い面積だ。果たして親水ゾーンが本当に機能するのか疑問があるので、出来る限りきちんとやってもらうという意味で「科学的に」という一文をつけさせてもらった。

委員

今の意見と同じだが、一つ一つとってもかなり難しいと思う。一体どうされるのかなと思って書いた。意見案では簡単に書いてあるがこれでいいか。現実に親水ゾーンは狭い。狭いので、塩分濃度の変化もかなり激しいだらうし、淡水は一体どうやって入ってくるのかとか。まとめ具合がよく分からない。極めて当たり障りのない書き方がしてあるが、他の委員はどう考えられるか。

委員

それでは、私から説明する。海の生き物（底生生物）は、底質・潮位高・塩分濃度の3つの要因が関係する。海に淡水が流れこむところを汽水域というが、このようなところは、干満により塩分濃度が1日に2回、0から30いくつまで変化する。淡水が入ってくるとそういう状況になる。例え海産種がそのような所に定着したとしても、淡水がどっどっ入ってくれば、純粋な海産種は全部死滅する。塩分濃度の変化に強い生き物だけがそこに定着できる。それが汽水域の特徴だ。それで、何人かの委員が言われているように、淡水の量がある程度あれば大丈夫ということではない。塩分濃度の変化に耐えることのできる種だけが生き残る。これが汽水域に生息できる生き物だ。という意味で、以前の第1回の埋立地を見ると、そんなにたくさんの水が流れていたわけではない。それでも、そこにちゃんと汽水域に生息する希少種が生きていた。それで、今回の塩性湿

地予定地を見ると、前回と比較すると結構面積はある。あとはヨシが生えるか生えないかが一つの大きなポイントとなる。つまり、満潮線に近いところ、そういうところにヨシが生えることが前回の埋立地で示されている。ヨシが少し生えるような高潮線よりの高さが確保できるように今後塩性湿地を作っていく必要がある。たまたま熊大の先生が宇土半島で塩性湿地再生の実験を現在やっている。その実験の結果も踏まえて、この塩性湿地ゾーンを作っていこうと計画を立てている。これは、まだこうすれば絶対こうですよということではないが、大体のビジョンは出来上がっている。現在、私も加わって、この辺を煮詰めているところだ。そういう状況だ。

委員 委員の話を見ると、実際にあの程度の汽水域、しかもほとんど淡水が流れてこないような状況のところでも、3ヶ月に一度淡水が全部かぶるような、塩分濃度が0になるようなことがあるといいということか。私は水をどこからか持ってこないとだめなのかと思っていましたが、そうであれば、こういった漠然とした意見でもいいのかなと思う。

委員 今の委員の説明もあり、形として一言、「専門家の意見も聞きながら」という部分もあるので、これでどうかと思うがいかがか。

委員 私はこの計画の現場を見て思ったのが、自分のふるさととは人工の海浜を作ったが、管理が悪くてゴミ捨て場のようにになっている。既存の埋め立て地も草某々となっていたが、後の管理がどうなのか。この親水ゾーンを維持するのは大変金がかかるのではないかなと思う。その辺も不安を感じている。それぞれのゾーンがいかにも有効にきれいに全部いくようなバラ色の書き方がしてあり、余計気になるところだ。塩性湿地ゾーンについても、アシが生えてよいかもしれないが、やがてはゴミが貯まっていくような気がする。それをどのように計画に盛り込んでもらえるのか。大型ゴミを捨てられたら、撤去は難しいのでその辺が気になるところだ。

事務局 私どもも知識がなかったので、委員の話を見ると文言的にまずいかなと思う箇所がある。上から3行目の「塩水と淡水が混じり合う環境を創造しようとする場合、淡水の流入の確保が重要である。しかし、現状は降雨時のみ淡水が流入していることから」の部分が、言い方として余計なのかなと言う気がするので、表現について委員と調整させて頂きたい。

委員 わかりました。

委員 一つだけ付け加えると、ここは流木が貯まる場所だ。その流木があるから、そこに着く生き物もいる。だから、流木などもある程度今あるものを移動する必要がある。完全に復帰というよりもこの種とこの種は残すとか決めて、それに合わせるような塩性湿地にした方がよいと思う。

委員 それでは次、緩傾斜護岸の構造についての意見だが。

委員 この表現で結構だ。

委員 他の委員意見あるか。あと、留意事項についてもこれでよいか。

委員 結構だ。

委員 他の委員から付け加えることはないか。

各委員 (意見なし)

【大気環境】

委員 それでは、大気質について何かあるか。

委員 この表現でよい。

委員 では次、騒音・振動について意見が出ているが。

委員 私の委員意見を修正できるか。振動のところ、「予測しているので」というのは「予測しているのは」だ。前のところもそうだが、予測しているのは振動レベルをエネルギー合成したものであるが、参照しているのは時間率変動レベルであり、やはり整合していないということだ。このように整合していないのに、ここの説明を受けたときには、事後調査は必要ないと事業者が言われるので、そう書かせてもらったが、その後、資料を持ってこられて、検討した結果、問題ないということが判明したので、きちんと評価書で書いてもらえばよい。

委員 了解した。

【動物】

委員

次は動物についてはどうか。

委員

私が最初に読んで思ったのは、いろいろな場所で、「影響は極めて小さい」という表現が出てくるが、極めて小さいといえるのか疑問である。新しく作るところで、貝類などは浮揚性をもっているの
で流れ着いて繁殖するのかもしれないが、レッドデータブックに載せてあるような希少種、絶滅危惧種はそんなに多く幼生が来るのかと。来るのであれば、それは危惧種とは言えないのではないか。それをあたかも来るような、生息できるような表現に聞こえる。そして、先日の説明では、まだ計画は十分なものでないといった。そういうあやふやな計画の元で大丈夫というのが気になるのでこういう書き方をした。意見案としてはこれでいいのかもしいが、絶滅危惧種は正常な場所でも減っているというのに、こういうものを作れば元に戻るのかと。その辺の考え方があまりにも結論を簡単に、かっこ付けすぎると思う。いかにも良い印象を与えるような書き方がしてあるので、もっと親水ゾーンの計画を立てて具体的に説明してもらいたい。例えば、砂はどこから持ってきて、現在、生息している希少種に合うのかとか、砂の中に潜んでいる生物への影響はないのかとか、いろいろなものがあるので、もっと詳しく計画がなされた後の結論ではないかという気がする。意見としてはこれでよいと思うが。

委員

それに関連して、準備書の記載の仕方だが、「影響は極めて小さい」とか表記があるが、もっと定量的に評価してもらいたい。できない部分は仕方がないとしても、読んだ人が誤解を受けるような表現はできるだけ避けてもらいたい。

委員

審査会意見のところに「工法や施工時期等を専門家等の意見も聞きながら検討し」と書いてあるが、そこをきちんとやってもらえばよい。貝もそれぞれの生息域の深さがある。少なくともこれまでの方法では失敗しているようなのでどうするのかと思う。

委員

私も一言書いたが、なぎさ線というのは言葉はいいが、現在試行錯誤の最中であるので、きちんと順応的管理をやってもらいたい。そういうことでこの文言を入れた。

委員

オオノガイというのが今回の埋立予定地のここだけにいる。これを他に移しても効果はない。オオノガイは移動させるのが非常に難しいと思う。それと、なぎさ線だが、本来、干満差により、移動幅

が大きい、埋め立ててしまうと幅が小さくなる。それで埋め立ててしまうとどうしようもないが。絶滅危惧種は今回の埋め立て予定地で16種類ほど見つかり、オオノガイ以外の他の種は別の場所にもいる。オオノガイだけはここでしか見つからない。

委員 動物について他に意見ないか。

各委員 (意見なし)

【人と自然との触れ合いの活動の場】

委員 では次、人と自然との触れ合い活動の場についていかがか。

委員 結構だ。

【その他】

委員 では、その他についてはどうか。

委員 本当の自然海岸はここだけだ。塩屋を除くと自然海岸というのはほとんどない。

2 知事意見(案)について

委員 それでは、知事意見(案)についてはどうか。

委員 572頁から環境保全の措置は特になしという項目が非常に多いのだがこれでよいのか気になった。

委員 「極めて」とか「特に」という言葉に違和感がある。

委員 全般的な記述で、あまり主観的な表現はせずに、客観的に記述するよう注文を付けたらどうか。

事務局 これについては、留意事項で述べさせてもらってよいか。

委員 そうして欲しい。

委員 他に全体的に意見はないか。

- 委員 知事意見の事業計画に関する事項で、「護岸に使用する捨石や～」とあるが、ナメクジウオなどの生息環境の悪化が一番心配だ。ここも「専門家の意見を聞きながら」という文言を入れてもらえないか。そうするとある程度、ブレーキがかかると思う。
- 委員 それでは、「採取地の問題については、専門家の意見を聞きながら」を入れてほしい。
- 事務局 知事意見の時に反映させたい。
- 委員 他にないか。
- 各委員 (意見なし)
- 委員 それでは、委員と事務局で調整した案を私と三者で修正して審査会の意見としたいのでそれでよいか。
- 各委員 (異議なし)
- 委員 それではそういうことで取り扱わせて頂く。最終的には、意見修正をした後、審議した事項について様式にまとめ、知事に提出したいと思う。後はよろしいか。それでは、これで審議を終了する。
以上

配付資料

会議次第

- 「塩屋漁港広域漁港整備事業」に関する環境影響評価手続き等について
「塩屋漁港広域漁港整備事業」準備書に対する審査会意見のとりまとめ
「塩屋漁港広域漁港整備事業」準備書に対する知事意見のとりまとめ
「塩屋漁港広域漁港整備事業に係る環境影響評価準備書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見(様式)